

⑤ 特別欠席制度

申請締め切り日：検定日から週間以内
 期限内の申請が難しい場合は、事前に協会事務局までご相談ください。

団体受検(準会場受検)欠席者のうち、申し込み後に下記の理由により欠席せざるを得なくなった場合に「特別欠席」として検定料を全額返金する制度です。この制度を利用するには、必要書類を**検定日から週間以内にご提出**のうえ、協会事務局の承認を得る必要があります。期日を過ぎてからの申請や書類に不備があった場合、協会事務局で特別欠席に該当しない理由と判断した場合には返金することができません。あらかじめご了承ください。

必要書類(特別欠席申請書、同意書)は公式サイトからダウンロードできます。
[▶ https://www.newskenetei.jp/d_download.html](https://www.newskenetei.jp/d_download.html)

▼対象となる欠席理由

| | 欠席理由 | 詳細 | 必要書類 | |
|---|----------------------------|---|---------|--|
| | | | 特別欠席申請書 | その他添付書類 |
| 1 | 学校保健安全法施行規則に定められた学校感染症 | 学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症に感染し、検定当日に出席停止となった場合 【制度適用外】 検定日が出席・出勤停止の期間と重なっていない場合 上記に定められていない風邪、骨折、そのほか傷病 本人が感染していない場合(※) ※休校・学級閉鎖などによる感染者以外の志願者が欠席する場合は、必要申請書類が異なりますので、申請前に協会事務局までお問い合わせください。 | ○ | 病名だけで判断が難しい場合、診断書のご提出をお願いすることがあります。 |
| 2 | 公式大会への出場 | 大会主催者が、国・地方自治体、および全国的に組織された団体(※)で、最終的に全国大会につながるような性質の大会に、申込団体代表選手として出場する場合 【制度適用外】 開会式・練習日など試合日以外 監督・コーチなど引率の教職員、保護者など生徒以外の欠席者 要項に記載のない補欠・マネージャー・応援者など選手以外の欠席者 親善試合・練習試合など1日限りのもの、市内大会など限られた地域内の試合で上位大会につながらないもの、強化合宿 習い事やクラブチームで個人的に出場する場合 学校外活動として個人的に大会へ出場する場合や、サークル・同好会からの出場 ※(公財)日本スポーツ協会、(公財)全国高等学校体育連盟、(公財)日本中学校体育連盟、(公社)全国高等学校文化連盟、教育委員会など。 | ○ | 主催者の発行した大会要項 ・大会名、主催者、開催日時が確認できるもの ・要項だけで判断が難しい場合、選手登録申請書やトーナメント表など選手であること証明できる書類などの提出をお願いすることがあります。 |
| 3 | 入学試験・就職試験・外部(進学先・就職先など)の実習 | その試験・授業・実習に参加しなければ、進級・進学・就職できない場合 【制度適用外】 体育祭など校内で日程を決める学校行事 オープンキャンパスや進路相談会など任意参加のもの | ○ | 試験・実習の概要が確認できる文書 ・試験・実習の概要、日時、文書発行者が確認できるもの |
| 4 | 忌引 | 葬儀・通夜のみ適用。親等・日数の適用範囲は各団体の定める基準に準ずる。 【制度適用外】 法事 | ○ | 同意書 ※フォーマットを公式サイトよりダウンロードいただけます |

※欠席理由1～3については、検定申し込み時に準会場受検規約に同意いただいているため、特別欠席制度申請時の同意書提出は不要です。

▼学校保健安全法施行規則第18条に定められた学校において予防すべき感染症の種類

| | |
|-----|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律<平成10年法律第114号>第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう) |
| 第二種 | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る) |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 |

手続き方法

1.協会事務局へ申請に必要な書類を提出 **申請締め切り日：検定日から1週間以内**

特別欠席が判明次第すぐに協会事務局にご相談ください。必要書類・手続きをご案内します。
 検定日以前に分かっている場合はなるべくお早めに申請してください。
 申請方法:必要書類をFAXにてお送りください(原本の郵送不要)。 ☎ 03-3212-5117

2.協会事務局から審査結果の連絡

承認された場合は、「特別欠席申請書(承認印入り)」がFAXで届きます。
 承認されなかった場合は、電話にて連絡を差し上げます。
 申請後2週間を過ぎても連絡がない場合は、協会事務局までお問い合わせください。

3.協会事務局から検定料の返金

承認された場合は検定日から約一カ月後に、指定いただいた銀行口座へ振り込みいたします。
 ※原則、団体名義の口座へ返金いたします。申込責任者など、個人名義の口座へは返金できませんので、ご注意ください。